

豊中市病児保育事業の実施および補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の子育ておよび就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成および資質の向上を図ることを目的として、病児保育（病後児保育を含む。第3条に定める児童を一時的に預かる事業をいう。以下同じ。）の実施およびそれに対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、豊中市補助金等交付規則（昭和57年4月1日規則第15号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 病児保育の実施主体は、「病児保育事業の実施について」（平成30年7月30日子発0730第5号）に規定する病児対応型の実施要件および次の各号に掲げる施設設置基準のいずれにも合致し、次条から第5条までに定める運用を実施する者で、別表第1に定める施設において事業を実施する者とする。

- (1) 利用定員は、4人以上とすること。
- (2) 1室8平方メートル以上の保育室（原則として利用定員1人当たりの面積が1.98平方メートル以上）を有していること。
- (3) 乳幼児の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室（原則として利用定員1人当たりの面積が1.65平方メートル以上）を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業に必要な設備または備品を備え付けていること。

(利用対象)

第3条 病児保育の対象は、病気の進行期又は回復期にあるため集団保育が困難であり、かつ、保護者が就労、疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等の社会的理由により家庭での保育が困難な児童で、市内に居住し、かつ、満1歳以上から小学校4年生までの児童（以下「児童」という。）とする。

(利用時間等)

第4条 病児保育の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 土曜日・日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までとする。
- 2 病児保育の利用時間は、午前8時から午後6時までとする。
- 3 前項に掲げるもののほか、病児保育の実施主体は、事前に市長の承認を得て休日を変更することができる。

(利用申込み等)

第5条 病児保育を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ、病児保育利用登録票

- (様式第1号)を実施主体に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する登録を行った保護者が事業を利用するときは、病児保育室利用申込書(様式第2号)に医師の意見及び病児等の症状を記載した診療情報連絡票(様式第3号)を添付し、実施主体に提出しなければならない。ただし、診療情報連絡票作成の医師と病児保育の実施主体と連携している医療機関の医師が同一である場合は、診療情報連絡票の提出を省略することができる。
 - 3 実施主体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、病児保育の利用を不承認とすることができる。
 - (1) 児童の疾病が、学校伝染病第一種であるとき。
 - (2) 児童の状態が、医療機関での入院加療を必要とするものであるとき。
 - (3) 施設が事前予約を含めて利用者で満員であるとき。
 - (4) 病児保育の実施主体と連携している医療機関の医師の診断に基づく医療を拒否するとき。
 - (5) 医学的根拠のない民間療法その他これに類似する行為を強要するとき。

(個人記録表)

第6条 実施主体は、病児保育を利用した児童の利用期間中の状況を、病児保育個人記録票(様式第4号)又は、実施主体が指定をする代替の様式に記入し、保護者に当該状況を連絡するものとする。

(利用料)

- 第7条 病児保育の利用料は、別表第2のとおりとする。
- 2 病児保育室を利用した際には別表第2第3項の利用料を実施主体に支払うこととする。但し、第4項により病児保育利用料決定書及び還付請求書兼領収書(様式第6号)の発行を受けた者が、その有効期限内に再度病児保育室を利用しようとする場合の利用料は、病児保育利用料決定書及び還付請求書兼領収書(様式第6号)に記載の利用料とする。
 - 3 前項の規定に該当する場合、児童の保護者は、市長に病児保育利用料減免申請書(様式第5号)を提出することができる。
 - 4 市長は、病児保育利用料減免申請書(様式第5号)を受領したのち、審査を行い、児童の保護者に対して、病児保育利用料決定書及び還付請求書兼領収書(様式第6号)を発行するものとする。
 - 5 児童の保護者は、実施主体に病児保育利用料決定書及び還付請求書兼領収書(様式第6号)を提出し、利用料の全部または一部の還付を受けることができる。
 - 6 前項の規定により、利用料の還付を受けた児童の保護者は、病児保育利用料決定書及び還付請求書兼領収書(様式第6号)に利用料の還付を領収したサインを行うものとする。
 - 7 第3項における児童の保護者による病児保育利用料減免申請書(様式第5号)の提出は、当該年度内に市長に対して行うものとする。ただし、3月分の利用の場合については、4月30日までに提出するものとする。

(実施主体の責務)

第8条 病児保育の実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 病児保育の実施に当たって、児童の安全確保および健康回復、個人情報の保護その他事業の適切な実施に関して十分な管理を行うこと。
- (2) 事業を利用した児童の状態を記録した帳簿その他事業の実施に必要な帳簿を備え付けておくこと。
- (3) 事業の管理運営責任者を定め、あらかじめ市長に届け出ること。
- (4) 事業の経理と他の事業に係る経理を明確に区分し、経理に関する帳簿および証拠書類を常時備え付けておくこと。

2 市長は、必要があると認めるときは、実施主体の業務内容を調査し、必要な措置を講じることができる。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、別表第3に定める補助基準額と病児保育の実施にかかる実支出額(支出額から収入額を差し引いた額をいう。)を比較して低い方の額とする。ただし、別表第3の第3項については、補助基準額とする。

(補助金の申込み)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申込書(様式第7号)を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の規定によらず、普及促進費にかかる補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申込書(普及促進費)(様式第7号)を市長が定めた期日までに提出しなければならない。
- 3 前2項の申込書には、別に定める必要な書類を添付しなければならない。

(交付決定)

第11条 市長は、補助金の交付申込みがあったときは、当該申込みに係る書類等につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。この場合において、補助金の額は、概算額を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付するものとする。

(交付決定の通知)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第9号)により交付を申し込んだ者に通知するものとする。

(請求等)

第13条 補助金の交付決定を受けた者は、4月、8月および12月に交付決定額の3分の

- 1に相当する額を補助金交付請求書（様式第10号）により請求することができる。
- 2 前項の規定によらず、普及促進費にかかる補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付請求書（様式第10号）によりその金額を請求することができる。

（補助金交付）

第14条 補助金は、速やかに概算額を交付する。

（変更交付の申込み）

- 第15条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第10条の規定による申込みの後、事業内容等に変更があったときは、補助金変更交付申込書（様式第11号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の申込書には、別に定める必要な書類を添付しなければならない。

（変更交付の決定）

第16条 市長は、補助金の変更交付の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の額を変更する必要があると認めるときは、補助金の変更交付の決定を行うものとする。第11条第1項後段及び同条第2項の規定は、この場合について準用する。

（変更交付決定の通知）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の変更交付の決定をしたときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

- 第18条 補助事業者は、毎月の利用状況について、翌月の14日を経過する日までに、市長に対し、利用状況報告書（様式第13号）により報告しなければならない。ただし、3月分の利用状況については、第19条第1項で指定する日までに報告しなければならない。
- 2 普及促進費にかかる補助事業者については前項の規定は適用しない。

（実績報告）

- 第19条 補助事業者は、補助金実績報告書（様式第15号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の規定によらず、普及促進費にかかる補助事業者は、補助金実績報告書（普及促進費）（様式第15号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。
- 3 前2項の報告書には、別に定める必要な書類を添付しなければならない。
- 4 第1項の場合において、病児保育を廃止したときは、廃止後30日を経過する日と第1項で市長が定めた日のうちいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助額の確定等)

第20条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等につき審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付確定通知書(様式第16号)により通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の額の確定の通知を受けた場合において、その確定額と既に受けた概算額とに過不足があるときは、市長が定めた期日までに不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査等)

第21条 市長は、補助金の交付に係る事務の適正な執行のため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員をして事業に係る帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第22条 市長は、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申込みをしたとき
- (2) 補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 市職員の指示に従わないとき。

(仕入控除)

第23条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、様式第18号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

施設名	所在地
しまこしないかキッズルーム	豊中市中桜塚2-25-9 (島越内科4階)
ShinyKidsとよなか (シャイニー	豊中市岡上の町2-1-8-6 とよなかハ

キッズとよなか)	ートパレット2F
関西メディカル病院附属エンゼル保育園	豊中市新千里西町1-1-7-1

別表第2 (第7条関係)

1	児童の保護者が生活保護法による生活保護世帯に属するとき(利用児童1人あたり日額)	0円
2	児童の保護者が市民税非課税世帯に属するとき(利用児童1人あたり日額)	1,000円
3	児童の保護者がその他の世帯に属するとき(利用児童1人あたり日額)	2,000円
4	給食費(上記区分ともすべて同じ) ※弁当等持参者を除く	500円

注) ※2の区分のうち、「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児(者)のいる世帯」については、1の区分の利用料とする。なお、保護者である父母がいずれも市民税非課税であり、かつ生計が同一である世帯の祖父母等のいずれかが3,000,000円以上の収入がある場合は、祖父母等のうち収入の多い者を家計の主宰者として、その者の市民税所得割額で利用料を決定するものとする。

別表第3 (第9条関係)

区分	補助基準額	
1 基本分	1か所当たり年額 7,037,000円 うち改善分 2,538,000円 ※ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算する	
2 加算分	(1)年間延べ利用児童数に応じた加算(1か所当たり年額)	
	50人以上100人未満	1,000,000円
	100人以上150人未満	1,500,000円
	150人以上200人未満	2,000,000円
	200人以上300人未満	3,000,000円
	300人以上400人未満	4,000,000円
	400人以上500人未満	5,000,000円
	500人以上600人未満	6,000,000円
	600人以上700人未満	7,000,000円
	700人以上800人未満	8,000,000円
	800人以上900人未満	9,000,000円
	900人以上1,000人未満	10,000,000円

	1,000人以上1,100人未満	11,000,000円
	1,100人以上1,200人未満	12,000,000円
	1,200人以上1,300人未満	13,000,000円
	1,300人以上1,400人未満	14,000,000円
	1,400人以上1,500人未満	15,000,000円
	1,500人以上1,600人未満	16,000,000円
	1,600人以上1,700人未満	17,000,000円
	1,700人以上1,800人未満	18,000,000円
	1,800人以上1,900人未満	19,000,000円
	1,900人以上2,000人未満	20,000,000円
	2,000人以上2,200人未満	20,900,000円
	2,200人以上2,400人未満	22,800,000円
	2,400人以上2,600人未満	24,700,000円
	2,600人以上2,800人未満	26,600,000円
	2,800人以上3,000人未満	28,500,000円
	3,000人以上3,200人未満	30,400,000円
	3,200人以上3,400人未満	32,300,000円
	3,400人以上3,600人未満	34,200,000円
	3,600人以上3,800人未満	36,100,000円
	3,800人以上4,000人未満	38,000,000円
	※4,000人以上の場合は別途協議	
	(2) 送迎対応を行う看護師等雇上費	1か所当たり年額 5,400,000円
	(3) 送迎経費	1か所当たり年額 3,634,000円
	(4) 研修参加費用	職員1人当たり年額 10,000円
	(5) 当日キャンセル対応加算 (1か所当たり年額)	
	25回以上50回未満	247,900円
	50回以上100回未満	502,500円
	100回以上150回未満	670,000円
	150回以上	1,005,000円
3 利用料等減免分加算 ※市民税課税の有無は、当該年度	(1) 一律調整分	3,000円×年間延べ利用児童数
	(2) 生活保護法による生活保護世帯利用料減免分	2,000円×生活保護法による生活保護世帯に属する年間延べ利用児童数

分(4月から8月までの利用については、前年度分)の課税状況による。	(3) 市民税非課税世帯利用料減加分	1,000 円×市民税非課税世帯に属する年間延べ利用児童数
4 普及定着促進費(開設準備経費)(事業開始の前年度又は事業開始年度)	(1) 改修費等	1 か所当たり 4,000,000 円
	(2) 礼金及び賃借料(開設前月分)	1 か所当たり 600,000 円

(注) 第3項(2)及び(3)については、改善分を除く基本分にかかる実支出額が補助基準額を上回った場合に交付するものとする。

様式第1号(第5条関係)
豊中市病児保育利用登録票

様式第2号(第5条関係)
豊中市病児保育室利用申込書

様式第3号(第5条関係)
診療情報連絡票(病児保育用)

様式第4号(第6条関係)
病児保育個人記録票
様式第5号(第7条関係)
病児保育利用料減免申請書

様式第6号(第7条関係)
病児保育利用料決定書及び還付請求書兼領収書

様式第7号(第10条関係)
補助金交付申込書

様式第8号(第10条関係)
事業計画書

様式第9号(第11条, 12条関係)

補助金交付決定通知書

様式第10号（第13条関係）

補助金交付請求書

様式第11号（第15条関係）

補助金変更交付申込書

様式第12号（第16条，17条関係）

補助金変更交付決定通知書

様式第13号（第18条関係）

利用状況報告書

様式第14号（第18条関係）

利用者記録簿・利用者記録簿（還付記録簿）

様式第15号（第19条関係）

補助金実績報告書

様式第16号（第20条関係）

補助金交付確定通知書

様式第17号（第20条関係）

補助金追加交付請求書